フォームの始まり

○輪島市創生総合戦略推進本部設置規程

|  |
| --- |
| (平成27年1月20日訓令第1号) |

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

|  |
| --- |
|  |

(設置)

第1条　まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に関し、本市の活性化に資する総合的かつ戦略的な施策について具体的な活動を展開するため、輪島市創生総合戦略推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条　本部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)　まち・ひと・しごと創生法に係る輪島市創生総合戦略策定に関すること。

(2)　漆器、商工及び農林水産の産業振興に係る戦略の推進に関すること。

(3)　少子化対策に係る戦略の推進に関すること。

(組織)

第3条　本部の本部長(以下「本部長」という。)は、本部を総括し、本部を代表する。

2　本部の副本部長(以下この条において「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　本部の本部員(第5条において「本部員」という。)は、市の職員のうちから本部長が任命する。

4　本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

(会議)

第4条　本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(部会)

第5条　本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため部会を置くことができる。

2　部会に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3　部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4　部会長は、部会の事務を掌理する。

(庶務)

第6条　本部の庶務は、交流政策部企画課において処理する。

(雑則)

第7条　この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この訓令は、平成27年2月1日から施行する。フォームの終わり

フォームの始まり



フォームの終わり

フォームの始まり



フォームの終わり